

重要



No.38

区画整理だより

行 橋本市
市街地開発事務所
発 5(34)1235

審議会委員の改選

前号でもお伝えしたとおり、
中心市街地第一地区土地区画整理審議
会委員の任期満了（平成15年2月23日）
に伴い、委員の改選を行います。

選挙日程

- 選挙人名簿の縦覧
（市街地開発事務所にて）
平成15年1月7日（火）
～ 1月20日（月）
- 立候補届け及び立候補推薦届け受付
平成15年1月30日（木）
～ 2月9日（日）
- 選挙期日（投票日）
平成15年2月20日（木）

審議会の目的

- 権利者の適正な意見を事業に反映させる。
- 地区内の権利者等からなる諮問機関
で、その委員は土地の所有者及び借
地権者毎に選挙で選ばれる。

投票の注意

『代表者選任通知』の提出

土地共有の場合

一筆の土地を複数の権利者が共有して
いる場合、共有者につきましても、併せ
て1個の選挙権及び被選挙権を持つこ
とになります。
その場合はお手数ですが、既に送付し
ております『代表者選任通知』を、市街
地開発事務所まで郵送もしくは提出し
て下さい。

『投票者指定証明書』の提出

法人の場合

選挙人が法人の場合は、その法人の指
定する人が投票を行うこととなります。
投票に際しては、既に送付してありま
す『投票者指定証明書』を当日提示して
いただきますようお願いいたします。

選挙日まで、立候補者の数が選挙す
べき委員の数（8名）をこえない場合
には、投票を行いませんので、あらか
じめご了承下さい。

相続登記未済の 選挙権行使について

土地登記簿に記載されている所有権
者が死亡しており、相続登記未済の場
合の選挙権行使については、選挙人名
簿縦覧期間内に相続を証する書類（他
の相続者からの委任状及び印鑑証明）
を提出して相続人を確認した場合は選
挙権及び被選挙権が認められます。

今年も一年間ありがとうございました。
来年もよろしく願いします。



お問い合わせは...

市街地開発事務所

〒648-0064

橋本市橋本1-1-8

電話 & ファックス 0736-34-1235